

長期投資に向いている銘柄について

株式会社東京証券取引所

本項目については、次の基準に基づき「○」を付します。

安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行わないこととされていること

- (1) ETF が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- (2) 信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は現象の生じるおそれをいう。次（3）において同じ。）を減じる目的
- (3) 先物外国為替取引により、ETF の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ただし、監理銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止基準に抵触する場合その他当取引所が適当と認める場合（※）には「○」を付しません。

（※）例えば、以下の場合が該当します。

- ・商品先物取引等のように期近の先物価格よりも期先の先物価格が高くなっていく順調の状態（コントラゴ）が多くなる傾向がある先物取引に対する投資として運用する銘柄等、長期投資を行って留意する必要があると考えられる場合

【ご利用における留意事項】

- ・本項目は、東証が定める上記基準に基づき付される参考情報であり、実際の売買においては、法定開示書類等に基づき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬等の手数料等を十分にご理解いただいたうえで、投資者ご自身の判断と責任で行っていただく必要があります。
- ・当該基準は見直される場合があります。
- ・各 ETF について東証（日本取引所グループ及びその子会社等を含みます。以下同じ。）が投資勧誘・推奨等をするものではなく、又その投資成果を保証するものではありません。万一、当該参考情報を利用することで何らかの金銭的損害、非金銭的損害が発生した場合、又は当該参考情報の誤り、停滯、遅延、省略、欠陥、中断及びシステム障害などによって金銭的損害、非金銭的損害が発生した場合でも、東証は一切責任を負うものではありません。
- ・東証は当該参考情報の継続的な公表義務を負うものではなく、必要と判断した場合には、当該参考情報の公表の方法の変更又は当該参考情報の公表の延期若しくは停止を行うことができます。

以上

※2016年12月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループ報告書において、「取引所のホームページの ETF 銘柄一覧において、長期投資に向いている銘柄や積立のサービスが提供されている銘柄を明らかにする等、投資者に対する情報提供を拡充することが適当」とされています。（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20161222-1/01.pdf）